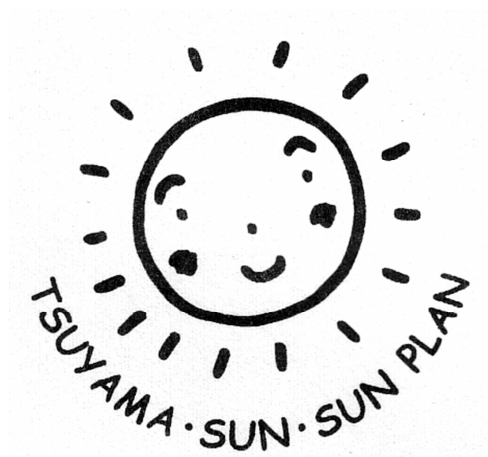


## 第 5 次津山男女共同参画 さんさんプラン (案)



「男女がともにさんさんと輝けるまち津山」

の実現をめざして…

令和 4 年

津 山 市

## 【 目 次 】

<b>プランの趣旨</b> .....	1
1 プラン策定の趣旨	
2 プランの性格	
3 プランの期間	
<b>プラン策定の背景</b> .....	3
1 国際社会の取組	
2 国における取組	
3 岡山県の取組	
4 津山市の取組	
5 津山市の現状	
(1) 第4次津山男女共同参画さんさんプランにおける数値目標の達成状況	
(2) アンケート調査結果等	
6 津山市の課題	
(1) 男女共同参画についての意識づくり	
(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶	
(3) 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり	
(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	
(6) 働く場における女性の活躍促進	
<b>プランの基本的な考え方</b> .....	24
1 プランの基本理念	
2 プランの基本目標	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり	
基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶（DV防止計画）	
基本目標Ⅲ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現	
基本目標Ⅳ あらゆる分野への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	
3 プランの体系図 .....	27

### プランの内容

#### 施策一覧表

#### 【基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり】

重点目標 1	男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直しと意識づくり・・・・・・・・・・	28
	主要施策 (1) 男女共同参画の理解、意識改革のための広報・啓発	
	主要施策 (2) 男女共同参画に関する調査・研究	
	主要施策 (3) 国際的視点に立った男女共同参画の推進	
重点目標 2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実・・・・・・・・・・	29
	主要施策 (4) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進	
	主要施策 (5) 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進	
<b>【基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶（DV防止計画）】</b>		
重点目標 3	暴力発生の防止及び抑制に向けた取組・・・・・・・・・・	30
	主要施策 (6) 人権教育・啓発の促進	
	主要施策 (7) DVに関する理解促進	
重点目標 4	被害者等救済体制の充実・・・・・・・・・・	31
	主要施策 (8) 相談体制の充実	
	主要施策 (9) 発見・通報に関する体制整備	
	主要施策 (10) 迅速で安全な保護体制の充実	
	主要施策 (11) 同伴継続投への保護と援助	
	主要施策 (12) 外国人・視聴覚障害のある人への配慮	
重点目標 5	被害者の自立を支援する環境整備・・・・・・・・・・	32
	主要施策 (13) 住居の確保に向けた支援	
	主要施策 (14) 経済的自立に向けた支援	
	主要施策 (15) 精神的被害を受けた被害者の心の回復支援	
	主要施策 (16) 二次的被害を起こさない支援体制づくり	
重点目標 6	関係機関との連携強化と民間団体との協働・・・・・・・・・・	33
	主要施策 (17) 関係機関との連携強化	
	主要施策 (18) 職務関係者の資質向上への取り組み強化	
	主要施策 (19) 関係団体との協働	
<b>【基本目標Ⅲ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現】</b>		
重点目標 7	生涯を通じた健康支援・・・・・・・・・・	35
	主要施策 (20) 健康の保持・増進支援	
	主要施策 (21) 性と生殖に関する健康の重要性と 母子保護に関する正しい知識の普及	
重点目標 8	地域社会における男女共同参画の推進と 多様性を尊重する安全・安心な環境づくり・・・・・・・・・・	36
	主要施策 (22) 男女共同参画の視点に立った地域防災・防犯体制の確立	
	主要施策 (23) 生活上の困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり	

**【基本目標Ⅳ あらゆる分野への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）】**

重点目標 9 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	37
主要施策 (24) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	
主要施策 (25) 事業者・市民団体等への女性の参画の促進	
重点目標 10 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	38
主要施策 (26) 家庭や地域における男女共同参画の促進	
主要施策 (27) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実	
主要施策 (28) 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり	
重点目標 11 働く場における男女共同参画の推進	39
主要施策 (29) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり	
主要施策 (30) 女性のチャレンジ支援	

<b>【評価指標一覧】</b>	41
-----------------	----

## プランの趣旨

### 1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、「全ての人々が性別にかかわらず互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を21世紀のわが国の最重要課題のひとつとして位置づけています。

津山市においても、平成14(2002)年の「津山市男女共同参画まちづくり条例」の制定以降、その行動計画として、平成15(2003)年3月に「つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成20(2008)年3月に「新つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成25年(2013)3月に「第3次つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成30(2018)年に「第4次津山男女共同参画さんさんプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策に取り組んできました。

この間、女性の地位向上や固定的な性別役割分担意識に一定の変化が見られるものの、いまだに社会制度・慣行の中に根強く残っているものもあります。

また、令和4(2022)年6月に刊行された「男女共同参画白書」では、「新型コロナウイルス感染症の拡大は世界中の人、とりわけ女性の生活に大きな影響を及ぼした。我が国では、女性の就業者数が大幅に減少、雇用や生活面で大変厳しい状況にある。また、DVの相談件数も、女性の自殺者数も増加した。」とされており、その対策として「女性の経済的自立を可能とする環境の整備、女性の早期からのキャリア教育及び柔軟な働き方を浸透させることの重要性」が指摘されています。

このたび令和4(2022)年度末で現行計画が期間満了を迎えることから、こうした社会課題を見据え、これまでの成果を継承しつつ、男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、より一層、男女共同参画社会の形成に向けた施策・事業を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次津山男女共同参画さんさんプラン」を策定します。

### 2 プランの性格

- ① 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び津山市男女共同参画まちづくり条例第8条に基づく男女共同参画推進のための総合的なプランです。
- ② 本プランの一部を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に規定する市町村基本計画（DV防止計画）として位置づけたプランです。
- ③ 本プランの一部を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定する市町村推進計画（女性活躍推進計画）として位置づけたプランです。
- ④ 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び岡山県の「第5次おかやまウィズプラン」

との整合性を図ったプランです。

- ⑤ 「津山市第5次総合計画」や市の関連各種計画との整合性を図ったプランです。
- ⑥ 津山市男女共同参画まちづくり審議会の答申をはじめ、令和3(2021)年度に実施した「津山市男女共同参画市民アンケート調査」、パブリックコメントなどによる意見を反映させたプランです。
- ⑦ 行政はもとより、住民が家庭、職場、学校、地域などあらゆる場において自ら考え、行動するための指針となるプランです。
- ⑧ 平成30(2018)年策定の「第4次津山男女共同参画さんさんプラン」の理念を継承し、新たな課題に対応したプランです。

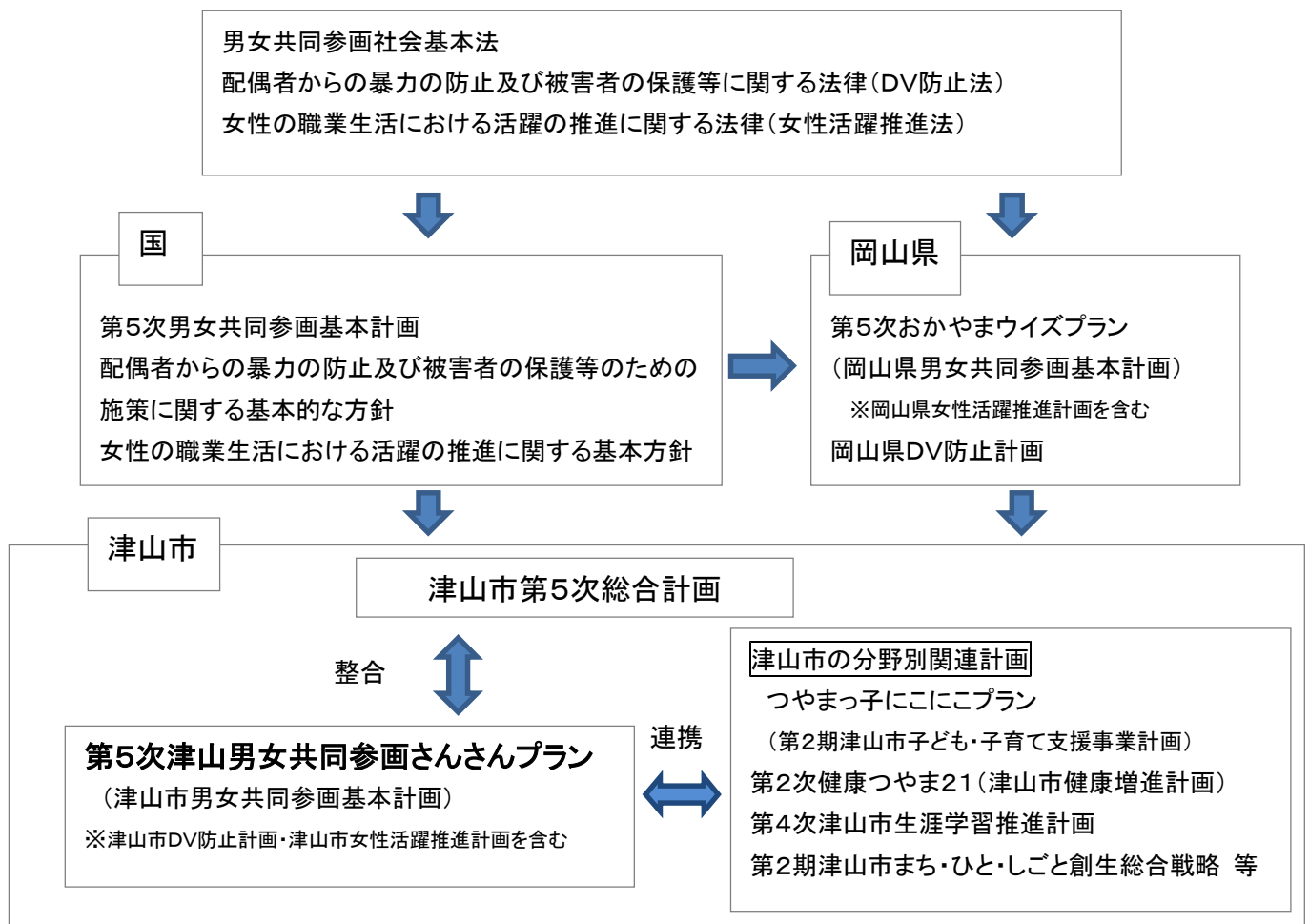
#### 男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

#### 津山市男女共同参画まちづくり条例第8条

市長は、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画のまちづくりに関する基本的な計画を策定するものとする。

### 計画の位置づけ



### 3 プランの期間

このプランは、令和 5(2023)年度を初年度とし、令和 9(2027)年度末までの 5 か年計画とします。

## プラン策定の背景

### 1 国際社会の取組

国際連合は、昭和 50(1975)年を「国際婦人年」と定めて「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択、その後 10 年間を「国連婦人の 10 年」として、世界の国々に対し、女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。

昭和 54(1979)年、国連は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、「国連婦人の 10 年」の最終年である昭和 60(1985)年には「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

平成 7(1995)年、アジアで初めてとなる「第 4 回世界女性会議」を北京で開催し、「北京宣言」と女性のエンパワーメントの促進などを盛り込んだ「行動綱領」を採択、さらに、平成 12(2000)年にはニューヨークで開催した「女性 2000 年会議」において、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択しました。

平成 17(2005)年には「北京+10（第 49 回国連婦人の地位委員会）」、平成 22(2010)年には「北京+15（第 54 回国連婦人の地位委員会）」、平成 27(2015)年には「北京+20（第 59 回国連婦人の地位委員会）」をニューヨークの国連本部で開催し、令和 12(2030)年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力する宣言を採択しています。

平成 27(2015)年の国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等の実現」などの目標が定められました。

平成 28(2016)年には「女子差別撤廃条約」に基づき、女子差別撤廃委員会から日本の男女平等に向け、性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力防止、政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などの履行勧告を含んだ総括所見が公表されました。

### 2 国における取組

昭和 50(1975)年の国際婦人年を契機とした世界的な動きの中で、わが国においては、昭和 52(1977)年に「世界行動計画」を取り入れた「国内行動計画」を策定、昭和 60(1985)年の「女子差別撤廃条約」の批准に当たっては、男女雇用機会均等法の制定、国民年金法の改正、家庭科の男女共修化など、法律・制度面の整備を進めました。昭和 62(1987)年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しています。

第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言」「行動綱領」や、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、平成 8(1996)年には、男女共同参画社会の形

成の促進に関する新たな計画「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

さらに、平成 11(1999)年には、5つの基本理念と国・地方公共団体・国民の責務を明記した「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌 12(2000)年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定。今後実施する施策の基本的方向や具体的施策を示しました。

その後、平成 17(2005)年に第 2 次、平成 22(2010)年に第 3 次、平成 27(2015)年に第 4 次の男女共同参画基本計画をそれぞれ策定し、関連施策の推進を図ってきました。

この間に、平成 13(2001)年、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るための「DV 防止法」が施行、平成 16(2004)年、平成 19(2007)年、平成 25(2013)年に一部改正が行われ、保護命令の拡充や適用対象の拡大などが図られました。

平成 25(2013)年には、「日本再興戦略」を閣議決定し「女性の活躍推進」を盛り込み、女性の活躍を国の成長戦略の柱の一つに位置付けました。

平成 27(2015)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、平成 30(2018)年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。

このような取組にも関わらず、令和 3(2021)年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、わが国は 156 か国中 120 位、先進国でも最低水準という結果になっており、依然として経済分野と政治分野において女性リーダーの登用が進んでいないことがわかりました。

また、令和 2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や休業等の際し、生活不安ストレスによる DV や性暴力の増加・深刻化や、増加した家事・育児等の負担が女性へ集中するなどの懸念もあり、取り組むべき課題が明らかになりました。

こうした課題を踏まえ、令和 2(2020)年に、第 5 次男女共同参画基本計画を策定し、「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向けた取組を推進しています。

### 3 岡山県の取組

岡山県では、昭和 54(1979)年に県下 56 の団体からなる「岡山婦人問題を考える会」が発足、その後、平成 3(1991)年には「第 4 次岡山県総合福祉計画」の中に初めて「女性」の項目を設け、県政の重要施策として位置づけました。

平成 9(1997)年には「岡山県男女共同参画推進本部」を設置し施策の推進体制を整備、さらに、平成 11(1999)年、男女共同参画社会づくりを推進していくための総合拠点施設として岡山県男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター）を開設しています。

平成 13(2001)年には男女共同参画社会の実現に向けた岡山県の方針や具体的施策を示した「おかやまウィズプラン 21」を策定し、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行。平成 18(2006)年に「新おかやまウィズプラン」、平成 23(2011)年に「第 3 次おかやまウィズプラン」、平成 28(2016)年には「第 4 次おかやまウィズプラン」、令和 3(2021)年には「第 5 次おかやまウィズプラン」を策定し、県民、ボランティア・NPO や事業者・企業、そして国・市町村とともに、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

### 4 津山市の取組

津山市では、昭和 59(1984)年 4 月に「青少年婦人室」を設置し、昭和 63(1988)年には、市の女性政策のあり方を協議する「津山市女性問題行政連絡会議」を発足。平成元(1989)年には、「津山市女性政策策定審議会」を設置し、女性政策の基本方針についての提言を受けました。

平成 4(1992)年には「青少年婦人室」を「女性室」と「青少年育成センター」に分離。



平成5年(1993)1月には、女性政策行動計画「つやま女性プラン」を策定しました。

平成9(1997)年、「人権啓発課」を新設。女性の人権を人権問題の一つと捉え、全庁的に人権意識の高揚を図るため、庁内組織として「人権啓発推進会議」を設置しました。平成10(1998)年2月には、「女性の権利は人権である」を基本理念に、「つやま女性プラン」の改定を行っています。

そして、平成11(1999)年4月、男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進と住民活動の支援のための総合拠点施設として、津山男女共同参画センター「さん・さん」を設置しました。

さらに平成14(2002)年10月には、7つの基本理念と市・住民・事業者の役割などを定めた「津山市男女共同参画まちづくり条例」を施行するとともに、市の施策を総合的・計画的に推進するため、「津山市男女共同参画まちづくり推進本部」と、施策を調査審議する機関として「津山市男女共同参画まちづくり審議会」を設置しました。

平成15(2003)年3月には「つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成20(2008)年3月には「新つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成25(2013)年3月には「第3次つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成30(2018)年3月には「第4次津山男女共同参画さんさんプラン」を策定し、プランの基本理念を「男女の人権が尊重され、固定的な性別役割分担意識や社会慣行を解消し、自らの意思と価値観によってその個性と能力を十分発揮することができる、『男女がともにさんさんと輝けるまち 津山』の実現」とし、基本目標に沿って様々な施策や事業に取り組んでいます。

DV相談をはじめとする各種の相談については、これまでも取組を進めてきたところですが、令和3(2021)年4月には、DV相談、支援体制をより充実させるため、県北で初の設置となる配偶者暴力相談支援センターを開設しました。

令和3(2021)年度の相談件数は、前年度の約3倍に増加しており、引き続き、相談者への丁寧な対応と支援を行っています。

## 5 津山市の現状

### (1) 第4次津山男女共同参画さんさんプランにおける数値目標の達成状況

第4次津山男女共同参画さんさんプランでは、取組の効果が検証できるよう、24の数値目標を設定していました。

令和3(2021)年度までの達成状況は次のとおりです。(★印は達成した項目)

目標未達成の中で、講座や教室等の参加者数(割合)については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としての施設の休館、講座の開催中止や規模縮小、また、受講者の参加自粛の影響によるものと考えられます。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり

重点目標	数値目標	計画策定時		現状値 (R4. 3. 31)
		現状値 (H29. 3. 31)	目標値 (R5. 3. 31)	
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり	「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」という考えに「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」人の割合(市民アンケート調査結果)	女性：83.9% 男性：77.5%	男女とも 85.0%	★女性：89.3% ★男性：89.5%
	市民団体等と協働する男女共同参画市民企画講座の実施回数(平成30～令和4年度の累計)	10回	10回	6回
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	公民館等への男女共同参画をテーマに盛り込んだ出前講座の実施回数(平成30～令和4年度の累計)	10回	10回	5回
	学校の中では「男女平等になっている」と思う人の割合(市民アンケート調査結果)	46.2%	55.0%	40.2%

### 基本目標Ⅱ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現

重点目標	数値目標	計画策定時		現状値 (R4. 3. 31)
		現状値 (H29. 3. 31)	目標値 (R5. 3. 31)	
3 男女間のあらゆる暴力の根絶	過去5年以内に、身近なところ(職場・地域・学校)でセクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性の割合(市民アンケート調査結果)	9.8%	5.0%	8.3%
	過去5年以内に、自分自身がDVの被害を受けたことがある女性の割合(市民アンケート調査結果)	9.8%	7.0%	★ 6.6%
	過去5年以内にDVの被害を受けたことがある人のうち、相談したかったのに、どこ(だれ)にも相談できなかった人の割合(市民アンケート調査結果)	—	15.0%	15.4%

4 生涯を通じた男女の健康支援	特定健診の受診率	29.2%	30.0%	27.8% (暫定値)
	乳がん検診の受診率	—	30.0%	8.7%
	子宮がん検診の受診率	—	30.0%	8.2%
5 地域社会における男女共同参画の推進と安全・安心な環境づくり	社会参加に関心のない人の割合(市民アンケート調査結果)	19.5%	15.0%	16.5%
6 国際化社会に対応する男女共同参画の取組	日本語教室の参加者数(のべ人数)	1,268人	1,330人	1,011人

### 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進

重点目標	数値目標	計画策定時		現状値 (R4.3.31)
		現状値 (H29.3.31)	目標値 (R5.3.31)	
7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	市の審議会等の女性委員の割合	27.0%	30.0%以上	26.9%
	女性のいない審議会等の比率	14.8%	0.0%	12.3%
	市職員課長級以上職の女性職員割合	14.3%	30.0%	16.3%
8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	地域子育て支援拠点利用者数	30,272人	60,000人	37,624人
	ファミリー・サポート・センターの会員数	1,021人	1,070人	1,061人
	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業者数	22社 (H27～H28年度累計)	80社	★82社 (H30～R2年度累計)
	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進(旧・両立支援)アドバイザー派遣事業者数(平成30～令和4年度の累計)	20社 (H27～H28年度累計)	50社	29社 (H30～R3年度累計)
	事業所等を対象としたワーク・ライフ・バランスについての啓発講座の実施回数(平成30～令和4年度の累計)	9回 (H25～H28年度累計)	10回	6回

	現在、仕事と生活の調和がとれた暮らしができていると思っている人の割合（市民アンケート調査結果）	女性：39.7% 男性：40.6%	男女とも 45.0%	女性：36.8% 男性：40.5%
9 働く場 における男 女共同参画 の推進	認定農業者の女性比率	6.3%	6.5%	6.41%
	津山まちなかカレッジへの参加人数（平成30～令和4年度の累計）	—	11,700人	6,746人
	25歳から44歳までの女性の労働力率（令和2年度国勢調査）	79.3%	82.0%	★ 82.06%

※ 計画策定時の数値は、平成28(2016)年度実施の市民アンケート、また特に記載のないものは平成28(2016)年度末の数値。

※ 現状値の数値は、令和3(2021)年度実施の市民アンケート、また特に記載のないものは令和3(2021)年度末の数値。

## (2) 市民アンケート調査結果等

住民の男女共同参画に関する意識を把握し、本プラン策定及び今後の男女共同参画施策の基礎資料とするため、男女共同参画市民アンケートを実施しました。一部を掲載し、これらのアンケート調査結果や近年の社会情勢等から、津山市の現状を明らかにします。

**アンケート調査の概要** 津山市内在住の18歳以上の男女各1,005人 計2,010人を対象に、令和3(2021)年8月に実施。配布数2,003(7通返戻)  
有効回収数 490人(女性288人、男性190人、性別答えたくない人6人、性別無回答6人)  
回収率 24.5%

### 【1】男女平等意識について

「次の分野で男女平等になっていると思いますか？」

家庭 {

職場 {

政治 {

学校 {

地域 {

(女性 n=288, 男性 n=190)

【グラフ1】 出典：令和3年津山市男女共同参画市民アンケート調査

すべての分野において、女性の『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかという男性が優遇されている」の合計）と回答した割合が、男性に比べて高くなっています。女性の方が、男性が優遇されていると思う人が多く、不平等感を持っています。

特に、女性の「政治の場で」の『男性が優遇されている』と回答した割合が高くなっています。